強制と自主独立の間 -日本共産党「軍事方針」をめぐる国際環境 (1949 ~ 55) - (8)

松村史紀

XIV 五全協の決断

1 受動的な攻勢

「四全協」と「五全協」、たがいを隔てる月日は わずか半年あまり、だが時勢はその間変化に富み、 両会合をとりまく情景は好対照をなす。党内分裂の 産物でもあり、さらなる紛糾の原因にもなったのが 前者だとすれば、表面的に亀裂をいくらか修繕して 持たれた会合が後者である。すべてではないものの 党内非主流派が自己批判にふみきって再統合に舵を きり、共産世界の最高権威が「新綱領」を授けたと ころで「五全協」が幕を開いた(第5-6稿)。

前者よりも重みのある歴史の舞台となった後者であるから、その評価は濃い色で染められている。日共の公式見解はいまなおこれに手厳しい。いわく、「スターリンのつくった『日本共産党の当面の要求 ―新しい綱領』を国内で確認するために、『第五回全国協議会』(五全協)をひらき、『五一年文書』と武装闘争や武装組織づくりにいっそう本格的にふみだすあたらしい『軍事方針』を確認し」た。また「この方針による徳田・野坂分派の活動は、とくに、五一年末から五二年七月にかけて集中的にあらわれ、『中核自衛隊』と称する『人民自衛組織』や山村根拠地の建設を中心任務とした『山村工作隊』をつくったりし」た1。

その性格上、党外からの批判をまぬがれないのが党の公式評価であろうが、「分派」など細部の表現をわきへ措けば、ここに再現された情景そのものは通説からそれほど遠くない。だが、「分派」が異邦の権威に乗じて暴挙に出たという戯画さながらの表現は不都合な場面を塗りつぶすだけのけばけばしい色彩に覆われている。それは三重におよぶ。まず、自衛組織などの起源を「五全協」に求めるにはやはり無理があるし、つぎに非主流派の代表的幹部が自己批判をつうじて党内結束のために歩み寄りをみせたことには寡黙である(第4-5稿)。なによりも内

部抗争にあけくれるあまり、西側世界による対日単独講和が実ったあとになってようやく「五全協」にたどりついたという顛末については不問に付している。 勝負が一段落ついたあとでようやく闘争を本格化させるという悲劇は喜劇ともみまがう。

だが、後世の人間に説教されるまでもなく、おそ らく当事者じしん、みずからおかれたその苦境をよ く心得ていたと思しい。じつはサンフランシスコ講 和会議の前夜、慌てるようにして臨中が中央委員会 を挙行している。米英主導の単独講和を非難するに もそれが成立してからでは後の祭り、その前になん としても一撃を加えておきたいという焦燥が垣間見 える。外敵との闘いに奮い立つ勇ましい姿を見せよ うとしながらも、その実、どこか主導権を相手にあ ずけるような受動的姿勢に終始したことは印象的で さえある。成立間近とはいえ、いまだ実を結んでい ない単独講和があたかも成立することを「既成事実」 であるかのように見越したうえで、それ以前に駆け 込みで会合を持たねばならないという挙動そのもの が受動的であるし、はやばや批判の矛先を講和後 の日米安全保障体制に向けようとしていることもまた 相手の出方を含んだ対応である。闘う意志に変わり はないが、敵方の動きはもはや制しがたいという、 じつに現実的な諦念がここにのぞいている。

その認識を具体的にたどるまえに、まずはこのとき開かれたとされる第20回中央委員会の情景について整理しておく。この会合が本舞台たる「五全協」の前哨戦でもあり、関係者がごく限られていたことも作用してか、証言の類が極端に少ない。ただ、当時日共の合法・非合法文書を手広く収集していた日刊労働通信社はいくつかの伝聞を交えるような語調でいわく、「党本部では、八月十九日から三日間にわたって第二十回中央委員会をひらいたことになっている」。当時すでに「実際の活動は殆んど非合法活動の中で押しすすめられていた」から「このような情

勢の中で大規模な中央委員会をひらくことは殆んど 不可能であったとみられる|²。

同社の情報はさらにふみ込み、一部推測を交えながら開催場所・方式にまで言及する。いわく、同会は「東京杉並の某アジトで、秘密裡にひらかれたといわれているが、おそらく地下潜入幹部を含む中央指導部員の間で、議案が持ち回られて討議されたものとみてよかろう」。その「討議には」「志賀義雄らの国際派幹部も参加したとみられ、事実上、統一へ踏み出した日共のスタートとなった会議である」3。

それに加えて、同会で「討議採択された」という各草案を列挙する。「一、日本共産党の当面の要求―新しい綱領(草案)―」、「二、民族解放民主統一戦線と党の統一の強化のために―『新綱領』を提示するに当って―」、「三、あくまで桑港[サンフランシスコ]会議に反対し、全面講和のために闘おう」、「四、民族解放、民主統一戦線についての決議」、「五、大衆工作についての決議」、「六、党の統一にかんする決議」、「七、学習運動と幹部養成についての決議」、「八、改正『規約草案』」4。

では、このなかのおもな文書はどのような認識と戦略を示していたのだろうか。

2 新綱領 ――戦術なき抽象的接合

(1) ふたつの方向

まずは肝心の「新綱領」、よく知られた文書であるが、その内容を粗雑に理解するわけにもいかないから、いくらか立ち入って論点を整理しておく。

冒頭を飾るのは立ち向かうべき相手、主敵のすがたである。「現在日本の国民は日本歴史はじまって以来、かつてなかったほどの苦しみに陥っている」というこの上ない誇張のあと、その理由をあげる。「戦争後、日本は、アメリカ帝国主義者の隷属の下におかれ、自由と独立を失い、基本的な人権をさえ失」い、「わが全生活一工業、農業、商業、文化等」が「アメリカ占領当局」に「管理されている」。「かれら「米帝国主義者」は占領制度を利用して日本国民を搾取」する。

ここでは日本の現地政権よりも米占領権力に焦点 が当てられている。なぜならその権力が日本を拠点 にしてアジアに支配を広げているとみるからである。 いわく、「極東におけるアメリカ帝国主義者の主な目 的は、アジアを支配することにある」。そのためには 「幹部級軍人、発達した産業、および兵士をつのる に足るだけの充分な人口を持つ国を基地にする必要 がある」わけだが、かれらは「日本が、丁度そのよ うな国であると考え」、「日本を、自分のメシタの同 盟者として、これを新しい戦争に引き入れようとして いる」。ただ、日本は「農民人口が多くて土地が少」 なく「資源が乏しい」ため、かれらは「領土を拡張 する必要がある」から「戦争が必要であり中国との 同盟に対抗するために、アメリカとの同盟が必要で あると主張」する。アメリカが対日単独講和を宣伝」 する背景にはこのような事情がある⁵。

米占領権力のありようを一通り解説しおえたあとでようやく現地政権の問題を俎上にのせる。いわく、「吉田政府はアメリカ占領制度の精神的政治的支柱であ」り、それが「存在するかぎり、アメリカの占領制度から一奴隷の状態と圧制から日本を解放することはできない」。なぜなら「占領当局」の「命令」が「日本政府の指令および国会の法律として実施されているからである」。それゆえ「吉田政府は、占領当局の圧制的な略奪的な本質を、かくすためのツイタテである」6。

ここでは主敵を見定めるのに米占領当局から吉田 政権へと視点を移動させているが、それは前者が 親玉で奥にひかえるなか、後者が前面に出て直接こ ちらに対峙していると考えるためである。だからとい うべきか、闘争戦略を論じるにはちょうどその反対 方向、さいしょに対決することになる後者から始め、 やがてその向こうに居座る前者へと視点を移動させ ることになる。「新綱領」はこう表現する。

占領制度をなくすためには何よりも先ず、その精神的、政治的支柱である吉田政府をなくさなければならない。これこそ占領制度から日本を解放する途上における第一の決定的なあゆみとなるであろう。日本の民族解放闘い取るためには、何よりも、まず、吉田『自由』党反動政府を打倒し、その代りに、新しい国民政府を樹立しなければならない。これは日本の民族解放の政府となるであろう。

ここで「吉田政府」というのは「反動的『自由』 党と吉田政府を支持激励する日本の反民族的反動 的勢力」を含めた総体であり、その「勢力は天皇、 旧反動軍閥特権官僚、寄生地主、独占資本家、つまり日本国民を搾取し、あるいはこの搾取を激励する一切のもの」からなる。まさに「吉田政府は、この反動勢力の利益を代表する」ことになる⁷。

(2) あらたな政権樹立

闘争の前半が既存権力の打倒にあるとすれば、 その後半はあらたな政権づくりにある。このとき指 針とすべきは、「日本のすべての進歩的な解放勢力 の利益を代表する連立政府」をつくり、吉田政権を 倒して占領体制を脱する「民族解放民主革命」に邁 進することである。

この「新しい民族解放民主政府」が取り組むべき「立法化」にはいくつかの柱がある。まずは「対外政策」、ここでは「全面講和」、「占領制度の撤廃」、「日本からの全占領軍の速やかな撤退」、「すべての諸国との平和的関係および、自由な経済、通商上の協力」などを求めねばならない。

つぎに「国家の構造」、これについては「天皇制の廃止と民主共和国の樹立」をあげ、「四年おきに改選される大統領制」を推す。「言論、出版、集会、結社、ストライキ、街頭示威行進の自由、信仰の自由」などもそこに加える。これに続けて労農の問題をそれぞれ列挙する。詳述は避けるが、寄生地主等から土地を没収して農民に分配することや「同一労働に対する同一賃金」を謳う。

さて、新政権の骨格が定まれば、それに肉付けするのが残りの作業、だれがこの政権を担うのかを示しておかねばならない。「この解放闘争の主力は、日本人口の圧倒的多数を占める、労働者と農民の同盟である。この同盟こそ、破りがたい国民の力である」。この「破りがたい」という表現はいかにもロシア語の和訳という印象を与えるが、いずれにせよこれが「都市と農村における主力の同盟」となる。これを基礎にして、「一切の進歩[的]な勢力の民族解放民主統一戦線」ができあがるというわけである。

進歩的勢力をひろく束ねてあらたな政権づくりに 勤しめというのが、日印の両同志にたいしてスターリンが与えた訓示であるが(第5稿)、なかでも労農 同盟を基軸として「民族解放」をめざせというのが 日共に課せられた任務であった⁹。

(3) 戦術なき抽象的接合

さて、既存権力を打倒してあらたな政権を立てる という二段構えの闘争は、当然ながら便宜上の区別 であって、両者分かちがたく結びついたひとつの総 体であることは論を待たない。後者が実るためには 前者が達成されていなければならないし、前者が成 り立つということは後者の実現にこの上ない好条件 がもたらされるからである。

では、両者はどのように接合されているのか。うまく結びつけるのは実践でこそ至難であるが、論理のうえでは抽象的な表現を駆使すれば立派な装いだけは演出できる。いわく、新政府が「妨害なしに、平和的な方法で、自然に生れると考えたり」、吉田政府が新政府に「自分の地位を譲るために、抵抗しないで、自ら進んで政権を投げ出すと考えるのは重大な誤りである」。なぜなら「吉田政府は、警察と軍隊を持ち占領当局の援助を受け、地主、巨大資本家、さらに天皇とその周囲のものの援助を受けている」からである。そこで「反動勢力に対し、国民の真剣な革命的闘争を組織しなければならない」10

平和闘争だけが能ではないと檄を飛ばすこの箇所にあってもなお、過激な武闘を呼びかけなかったところにこの新綱領の妙がある。近く始める激闘は異邦の領袖によって直接授けられた術策というよりは、その領袖が求めそうなことを先回りして早合点しながら従前よりみずからに宿していた急進路線をいよいよ開花させたものと見るべきであろう。

綱領という性格も手伝って、「新綱領」は具体的 戦術に乏しい文書であるから、どのように日米両当 局の権力構造をつき崩すのか、実践的指南にはあく までも寡黙、その大まかな見通しを語るばかりであ る¹¹。ただ、その見通しが「大きな」展望であるだ けに、国内外それぞれの視野から問題を大胆に素 描する。

まずは国内の視座である。「外国の圧制者」の「ツイタテと支柱の役割をつとめている反民族的反動吉田政府が日本の頭に立っているから、占領当局は不愉快を感ずることなく、無制限に日本の駐屯期間を延長しようと」する。ならば、そうではない「民族解放民主政府」が誕生すれば、「当然占領当局は困難な状況におち入り、その日本駐屯の期間を短縮せざるを得なくな」る。

つぎに国際的視野である。いわく、「日本が必要とするのは、決して新しい戦争の道ではな」く、中ソなど「平和愛好諸国との平和と協力の道である」。「他国との平和と協力の道の上に、自国工業と農業の自由な発展の道の上に、自由な内外貿易の発展の道の上にのみ、日本は、その自由と、独立を回復し、その経済の興隆と、文化の繁栄をなしとげ得る」。単独講和ではなく、全面講和をめざせと説く講釈には、それを支える認識――国内の土地を分け合えば、国外に暴力的拡張をはかることは不要――がある¹²。

濃色な素描で人目を引くに十分な綱領ではあるが、それを実践に移す作業はあくまでも現地の同志に委ねられていたと見える。

3 臨中による「新綱領」講釈

(1) 内向きの正論

「新綱領」がおもにクレムリン仕込みであったとすれば、日共幹部はそれをみずから含んで消化し、自前のものとして党内向けに講釈せねばならなかった。すでに「四全協」で長文にわたる体系的戦略を認めた臨中にあっては(第4稿)、それと深刻な齟齬をきたさないようにうまく「新綱領」を受容しなければならなかった。だが、原則にこそうるさい綱領も細部にわたる具体性には乏しかったため、臨中がみずからの利益と関心に照らしてこの文書を濾過する余地はいくらか残されていた。

それだけに「新綱領」に講釈を加えた上記文書「二、民族解放民主統一戦線と党の統一の強化のために―『新綱領』を提示するに当って―」のほうが綱領本文よりも臨中にとってはその戦略上、本質的な意義を含んでいたといえる。綱領をはるかに凌ぐ文字数で饒舌に語る文面からもそのことがうかがい知れる。これまたよく知られた文書ではあるが、あらためて丁寧にたどってみれば、綱領それ自体との差異に気づかされる。そこに当事者の利害が多分に反映されていたと思しい。

かれらにとって最大の関心事が文書冒頭におかれているというのはいかにも自然な配置である。その 劈頭を飾るのはほかでもなく、内部抗争を根絶しようとする決然たる意思表明である。綱領本文が外敵 を見定めるところから筆を起こしているのとは著しい 好対照をなす。

いわく、「新綱領」は「これまでの、党の基本方

針の中にのこっていた不明確さや、弱点や欠陥をとり除いて、党の統一に、確固とした基礎を与えるであろう」。これはまた「一切の分派主義者や、分派的傾向に対して、最後のとどめをさすであろう」。

外敵との闘いよりも内部抗争に貴重な時間と労力を費やしてきたという自覚がつよかったこともあってか、あたかも自分を納得させるようにしてその事情を正当化しようとする。「いうまでもなく、党の統一なくして、正しい革命運動は、一歩も前進することはできない」。「党の統一は、正しい政策(綱領)がなければ」「不可能である」し、「正しい政策を打ち出す」にも「党の唯一つの指導部の下に、全党が統一して、活動し、努力しない限り、[これは]不可能である」。「結局において、固く、強く党の統一を守るものが、最後の勝利を得ること」になる¹³。外敵の動向はどうあれ、党内結束があらゆるものに優先するという、あくまで内向きの正論である。

つぎに「新綱領 | そのものが自前のものでない という後ろめたさもあってか、あるいは共産世界の 権威にお墨付きをもらったことへの自負もあってか、 綱領の出自にまつわる疑念を払拭しようといくらか冗 長になる。いわく、「この『新綱領』は、決して偶 然考え出されたものでもなければ、また、突然生み 出されたものでもない。いわんや観念的に、ただ頭 の中からのみ編み出されたものでもない」。「国内で 闘ってきた解放運動のすべての諸経験」、「国際的 な革命運動の貴重な経験の教訓」、「党内の真剣な 相互、自己批判」、「マルクス・レーニン・スターリン 主義に導かれ打ち出されたものである」。さらに「党 内においていままでにかつてないきびしい批判、自 己批判が展開され」、「党は、思想的にも、政治的 にも、組織的にも大きな前進を遂げ」た。「新綱領」 はまさに「このようなきびしい党内闘争の成果の上 にでき上ったものである」14。国内外の経験と正統 な教義をあますところなく含み、自己批判まで敢行 したのだから誤謬の余地などないと居直ってみせる が、ここまで執拗に正当化しようとする姿勢にはか えって不安の影が見える。

この文書の本懐はおそらくこの内向きの不安にこ そあったと思しいから、分派にはいかなる譲歩も許 さない。「党内に、一切の分派を許すことはできない」 し、「この基本方針を承認しないものとは、そして、 党の唯一の指導部の統制に服さないものとは」「一 切の関係を絶縁する」と迫る。だから「分派主義者の諸君」が「新綱領」を「認めるならば、無条件に党に復帰するがよろしい」と厳しく論した¹⁵。

臨中はこの問題にことのほか拘泥していたとみえ、このとき同時に採択されたと思しい別の文書でも分派問題に特化している。いわく、新綱領「草案は、わが党が分派主義者の策動を許さず、内外の反動勢力と闘ってきた実践の発展であり、党内の真剣な相互批判、自己批判の結果である」 16 。この正論を盾にとるかれらは論敵から逃げ場を奪うことに注力していたのであろう。いわゆる「国際派」のひとりでモスクワに乗り込んでいた袴田が自己批判書を発表するのは、単純な時系列だけを頼りにするなら、まさにこの分派批判の文書が出された 17 。

(2) 消化不良の「民族解放」

内向きの論理はおおむねみずからの言葉で綴ればよく、それだけに切れ味も鋭いが、異邦の領袖から唐突に授けられた新方針については、それを含むのにいくらか苦労があったようで歯切れは悪い。

「新綱領」にしたがって、臨中は当面の課題を「アメリカ帝国主義者の占領制度から、わが民族を解放すること」と断じている。そのためには「占領制度のツイタテ」たる「吉田政府を打倒」し、「民族解放民主政府」を築くことが肝要と説く¹⁸。

一見、理路整然たる宣言とも映じるが、この方針を従前の「四全協決定」と対照すれば、いくつかの 齟齬が目にとまる。新たな成分を取り入れようとして も、それがうまく吸収できずに消化不良に終わって いると思しき箇所である。

最終目標の表現はその最たるものであろう。四全協にて臨中は「民族の革命に向って、人民の手に権力を獲得するための主体的条件の強化――民主民族戦線の拡大発展」を「緊急課題」に挙げていた「9。これまで日米両当局にたいする自衛闘争に力点をおいてきたのだが、「新綱領」ではより自立性の高い政権をめざすべく「民族解放」という、第三世界になじみの深い言葉を選んでいる。これによって「これまでの不明確さを、一掃」したと臨中は誇っているが、従前の表現に代えて今回のものを採用した理由についてはあくまでも寡黙である²⁰。

この点については歯切れの悪さが目立つものの、

スターリンが半年前に印共に論した論理――社会主義への急進的移行を求めるのではなく、中共にならって人民民主主義革命の第一段階を経よ――(第5稿)については、臨中もここで同類のものを詳述している。もしかすると、この論理に重点をおくことで「民族解放」の問題をうまく躱そうとしたのかもしれない。

いわく、「現在の段階では、日本を民主主義共和 国にすることを声明」する。とりわけ「現在の段階 において」は「出過ぎた社会主義への過渡的段階を 闘いとる諸要求を引きさげ、まず、民族の解放を全 国民の力によってかちとるための、民族解放民主統 一戦線の発展と強化」に尽力せねばならない。だ から「われわれがこれまでかかげてきた綱領の、不 適当な個所は、この際削除することが、正しいと信 ずる。たとえば、金融機関の国有、大産業の国有、 土地国有等の綱領がそれである|。急進的な社会主 義化をいったん棚上げするというわけだが、「これ は、人民民主主義諸国の諸経験も教えているところ である」。ただ、あくまでもこれは「労働者階級に指 導され、労働者階級と農民の同盟を主力とした、完 全な、国民の民主主義の保障を土台として」成立す るものである。

随所に民族、人民、国民の語が使われており、 たがいの区別は必ずしも明確ではないが、「広汎な 国民」の団結には一定の比重がおかれている²¹。

(3) 諦念からの長期戦略

もうひとつ、従前の方針と齟齬をきたしかねない 問題があったとすれば、それは反米闘争の占める 位置であろう。

四全協ではこれまで「串刺し論」(第2稿)と揶揄された方針を改めるべく、やや過剰なまでに反米闘争を打ち出してきた(第4稿)。だが、「新綱領」ではこの点にいくらか後退があり、現地政権の打倒に力点をおいている。当然ながら、「アメリカ帝国主義の占領制度」を敵視することに変わりはないが、その「維持と強化」を「自分たちの利益」とする「反民族的反動勢力」の代表たる「吉田政府を打倒」することにこそ主眼をおく。その打倒なくして民族解放など不可能だとみなすからである。

せっかく四全協で「串刺し論」から脱皮したと思った矢先、ややもすればその先祖返りにもなりかね

ない代物がモスクワから伝えられてきたとあっては、 それをうまくごまかし、取り繕うほかにない。ここで 臨中が「占領制度の撤廃のための闘いと、吉田反 動政府打倒の闘争を、段階的に考えることはまちが いである」とわざわざ断らねばならなかった背景に はそのような事情があったのではないか。「占領制 度撤廃の闘争」が「吉田政府打倒の闘争を抜きにし ては、不可能」だと断じておけば、反吉田闘争がそ のまま反米闘争に通じているという理屈も立つ²²。

そこで「吉田政府を打倒する」ために敵情の暴露や日常闘争といった「政治行動」を指南し、それを集約して「単独講和反対闘争」とする。その単独講和は「無効」で「合法性」がない。そこで「ポツダム宣言にもとづく、全面講和」を実現するために「すべての国民各階層の代表によって構成される、民族解放統一戦線」の確立に奮闘せよと檄を飛ばす²³。

他の点もさることながら、臨中がほどこす解釈のなかでこの問題ほど空疎にひびく精神論もない。単独講和には抵抗すべきだが、それを覆すことが至難だということを暗に認めるような講釈に終始しているからである。まず、講和会議が結局は単独講和を導くためのものであるということを十分に含んでいる。「九月四日に開かれようとしている、対日単独講和のための、サンフランシスコ会議」という表現がそのことを端なくも認めている²⁴。

つぎに、時間が切迫していると断りながらも、臨 中が指南するのはあくまでも時間のかかる大衆工作 である。「今日、わが国は、歴史はじまって以来の 重大な時期に直面している」と誇張しながら、9月4 日に予定されている講和会議に警鐘を鳴らす。この 重大事がのこり二週間足らずでやってくるというわけ だが、それに対処するのに本格的な宣伝工作を全 国的に展開せよという、ごく短期には効用の疑わし い、やや悠長な策を弄する。いわく、「もし、党が、 この際、全力をあげて、全国民の意志を統一して闘 うならば、単独講和を粉砕し、ポツダム宣言にもと づく全面講和を締結するために、道を開くことは可 能である」。「この国民の闘争を、さらに有効に発展 させる道は、日米駐兵、日米経済協力協定の内容 のバクロと、軍事基地、駐兵および軍需産業、輸 送のバクロと、その闘争を、全国民に波及させ、バ クロすることである」²⁵。

これだけでもすでに分が悪いが、自身の運動にも

うひとつ重大な限界があることを事実上、裏書きしている。そもそも闘争の重点は国内の政権打倒におかれているため、ごく短期間に吉田政権を退陣にでも追い込まないかぎり、米占領当局のさらに向こう側にひかえる講和会議の主導役ワシントン、その政策に影響をおよぼすことはかなわない。自力で道が開けなければ、他力に頼るほかないが、その他力もまた微力であれば、袋小路に入る。

「サンフランシスコ会議は、すでに深刻な矛盾のために、アメリカを苦境に立たしめている。多くの国は、アメリカ案に、不満と反対の意向を表明している」という観察が身勝手な誇張を含みながらも、真実の一部を照らしていたことは疑いない。北京、台北がいずれも会議に招請されず、インドなどが招請に応じないとあれば、十全な条件での講和締結は難しい。事実、「中華人民共和国は、アメリカの条約草案を、不法、無効であると声明している」し、「ソ同盟[ソ連邦]代表のサンフランシスコ会議参加は、さらに、アメリカ条約草案の不法、不公正をバクロする」ことになろう。だが、この「バクロ」が「大きな脅威となり、全世界の人民の声を代表して、アメリカとそれに従属する一連の国々の政府の野望をくじくであろう」とするのは度を越えた期待にすぎない²⁶。

単独講和の成立を事実上覚悟していたと思しい臨中にあって、この幾重にもおよぶ劣勢を自覚していなかったはずはなかろう。むしろ単独講和がもはや覆せないという諦念があったからこそ、やや長期にわたる戦略を本格的に組む心境になったのであろうし、闘争する相手を選ぶにも単独講和後にやって来ると思しき、米軍駐留を前提にした日米安保体制に類したものになったのではないか。

臨中いわく、「アメリカ占領当局は、吉田政府のこのような、反動政治を支柱にして、占領軍の永久的な駐屯、軍事基地網の建設、治外法権の確立、つまり永久占領を図っているし、さらに、これを強めようとしている」²⁷。これほど誇張のきいた表現は「新綱領」にはなく、講和前後のいずれにも通用するような巧妙な言い回しを選んだ臨中の心理が垣間見える一節である。

同日採択されたと思しき別の文書では、もうすこ し直接的にこのことを表現している。いわく、「安 全保障協定の名でくわだてられている秘密軍事協定 は、失敗した朝鮮侵略をやりなおすため、公然と日本の息子たちを戦争にかりたてる召集令となるのである」。また「いったい、他国の空、海、陸軍が全土をおおい、他国の軍隊がわがもの顔に永久的に日本にいすわるかぎり、民族の独立も、自由もありえないことは、あまりにもあきらかではないか?太平洋防衛同盟や日本の再軍備は、なんのために必要なのか?それはただ一つ、『共産主義の侵略から日本をまもるため』という理由である」²⁸。

この視界の先にあったのはもはやサンフランシスコの舞台ではなく、講和後の世界であったというべきであろう。

4 全国協議会と三重の隙間

(1) 苦境のなかの「全国大会」

講和前夜に駆け込むようにして形ばかり中央委員会を通過させた各草案であるが、結局、「五全協」 そのものは講和後になってようやく挙行された。その主旨から推せば、早急に会合を持つよう急いていたのであろうが、とりまく環境と条件がそれを阻んだとみるのが自然であろう。

なぜならサンフランシスコ講和会議の前日、合法機関であった臨中の幹部にまでいよいよ逮捕状が出されて公職追放されるという憂き目にあっていたからである。このとき全国300ヶ所以上で党機関が捜査を受けることにもなり、たとえば東京都委員会では「一日おきぐらい」に警察からの捜査を受けていたという²⁹。この厳しい監視のもとで、少なくとも名目上は全国規模の会合を準備せねばならなかったのだから、その挙行までに一月を経たとしても奇異ではない。

ただ、その会議も実情ということになるとはっきりしない 30 。五全協がどういう様子だったんでしょう。やっぱり [四全協と] 同じような形式ですか」と問われた吉田四郎はこう応じている。「ええ、同じような形式でね。ただ、五全協の時はわりに落ちついていましたよ。もうね。まあ、まがりなりにも非合法の体制を作ったし。四全協の時というのは、まだ作る最中で、地方では大変やったですよ」 31 。 $5 \sim 6$ 名が6班に分かれて会合したのが四全協の実情だというのがかれの言であるから(第4稿)、五全協も遠からずそのような情景であったということか。

当時日共の内部資料をひろく蒐集していた日刊労

働通信社は五全協挙行の時期を「十月中旬」と曖昧に表現しているが、それは内外の事情に照らして、これが名目ばかりの全国大会であったと断ずるからである。いわく、「日共の規約にしたがえば、新綱領の決定や、規約の改正などという重大問題は全国大会にかけなければ正式に決定することはできないわけであるが、緊迫した四囲の情勢は、とうてい全国協議会の討議を終了した形をとり、草案の形をそのまま決定案と同様に取扱って実行にうつしたのである」。その五全協ではおもに「一、新綱領の討議を終結するに当って」「一、一般報告」「一、規約の修正」「一、結語」をそれぞれ決定しているが、「この外に『沖縄、奄美大島、小笠原諸島の同胞に訴える』などのアピールを採択している」とする32。

さて、主要幹部がことごとく地下工作を余儀なくされ、単独講和も成立するという、このうえない悪条件のもとで「五全協」をむかえるが、いかなる外界の変動を被ろうともおもな関心は相変わらず、いかにして「新綱領」を全国大会で通すかという、すぐれて内向きの性質を帯びていた³³。ここでもやはり先の中央委員会同様、「新綱領」それ自体よりも協議会の決定文書のほうが質量ともに重みがある。

その協議会で決定された文書のうち何より饒舌なのが、その性格に照らしてもやはり「一般報告」である。後年、党の公刊資料では削り落とされることになる急進路線を一部にふくむこの報告はよく知られたものであるが、「新綱領」との距離をはかるためにもいま一度丁寧に文面をたどっておくのも無駄ではない。前者がみずからの利害と論理、なによりもその境遇に照らしてつくられた文書だとすれば、それと「新綱領」とのあいだには勢い三つの隙間が生じていたといえる。まずは現在も公開されている箇所に焦点をあてる。

(2) 第一の隙間 ――反米闘争と反吉田闘争

ひとつは 2 ヶ月弱まえの中央委員会以来狭まることのない隙間である。こちらとしては反米闘争を果敢に打ち出して久しいが、「新綱領」では一転、その点が大きく後退したために闘争の照準を吉田政府にしぼる理由をあらためて説明せねばならないという、不本意な事情はここでも変わらない³⁴。

ただ、これが本国内の左右両極に攻撃の矛先を

むけるときにはいっそうの力量を得たから不都合ばかりだったわけでもない。一方の「極左日和見主義に走った諸君」相手にはこう刃をむける。「アメリカの全一支配」を「抽象的に解釈し国内の反動勢力――吉田政府に対する闘争を軽視」、その闘争を「右翼日和見主義であるとさえののしった」。だが、「客観的」にみれば、「アメリカ占領制度の支柱を強化することを援助する行為に走った」はずである。

他方の「社会民主主義の日和見主義者ども」相手には「アメリカ占領制度に対する闘争を、タブーとしてふれず、吉田内閣と闘おうとする」姿勢を難詰する。これでは「アメリカの占領を擁護」することになるし、「占領制度のもとで、内閣の更迭によって、民族が解放されるかのような幻想をあたえるギマンにすぎな」くなるというわけである³⁵。

両極を攻撃することで反米と反吉田の両闘争をうまく連携させたものが臨中の路線だということをおのずと示せるような演出になっている。

(3) 第二の隙間 ――原則と戦術

ふたつ目は原則と具体的戦術のあいだにのぞく、 原理上ぬきがたい隙間である。もちろん両者一体で あるというのが建前だから「新綱領」の原則に忠実 であるという姿勢を演出してはいるが、従前より宿し てきた四全協の具体的戦術をなかば強引に最終決 議に持ち込むあたり、異邦の説教を自分の尺度でし か受け入れようとしない態度が馬脚を露わしている。

さて、四全協で既定路線を定めたはずが同種の会合を短期間のうちにまたもや開くという、いかにも不自然な顛末をもっともらしい修辞で糊塗するところから「一般報告」は始まっている。いわく、「第四回全国協議会がおわってから、まだ七ヵ月あまりしかたっていない」のに、「いままたここに、第五回全国協議会を開くことになった」。それは「このわずかな期間のあいだに」「全国的な党会議を、ふたたび開かねばならない重大な事態が生じたからである」。つまり「一方」では「ますます凶暴になった内外反動勢力の弾圧と闘いながら」、「他方」では「党の正しい努力を」「分派主義者たちの策動と闘いながら」推進せねばならなくなった36。

重大な事態と断るぐらいだから国内外情勢の大きな変転を指すのかと思えば、ここで党幹部の視界をひろく覆っているのはあくまでも内部抗争の情景で

ある。かれらにとって四全協以来の党内政治こそ主 舞台であり、日ごと厳しくなる党外情勢も、クレムリン仕込みの綱領もそれを脚色するための舞台背景に成り下がっている。

いわく、四全協は上記のような「不退転の努力の 決意を固めるために、重大な役割を果し」、「党はこ の会議において、全党の意志を統一し、分派主義 者たちに断固とした決意を示し、内外反動勢力に対 する闘いの方向を決定した」。ただ、「正しい綱領を もつための努力」は続けねばならなかったから、自 身の活動を厳密に検討し、「全国民の諸経験」、「世 界の革命運動の貴重な諸経験の教訓」に学んでき たし、「党内のきびしい批判、自己批判」はそのた めの努力であった。「何よりもまず、党中央から [そ れらを] 展開してきた」のである。

結局、「新綱領」は党内を再結束させるためにこそ有益であるというのが本懐だったようで同報告の末尾をつぎのように結ぶ。「新綱領の提示によって、党統一の基礎は固まった。それと同時に、分派主義者に対する国際批判はさらに党の統一を促進した」。だが、「依然頑強な態度をつずける分派」に迫るのば「四全協の決議を実行する」「道」であり、「新綱領」はあくまでもそれを促すための触媒とでもいうべきものだったろう³⁷。

この党内政治が主舞台であったとすれば、過去を顧みて反省すべきは外敵との闘争――機を逸した全面講和闘争――ではなく、内なる分派闘争にこそある。「一般報告」の終盤をかざるのは、おおむねその教訓である。「過去一年有余にわたって、党は分派主義者と闘ってきた」として、「党が、この闘争から学んだものは何か」を順に列挙する。

まずは臨中議長権野が自己批判(第5稿)でも 認めた「理論的弱さ」の問題をあげる。宮本顕治な ど思索に長けた論敵をまるごと斥けるには相手を「教 条主義」と決めてかかればよく、その弊害を批判す るにも異邦の同志から権威を借りてくればなお好都 合というわけである。いわく、「毛沢東同志の指摘 するように、『教条主義は、具体的実践から離脱し、 経験主義は、局部的経験を、普遍的真理と誤認す る』と。この指摘は、われわれにとって痛切である」。 さらに畳みかけるようにして「世界の革命運動の巨 大な経験の蓄積である理論はわれわれの経験の浅 さを補い、強め、正しい方向を示してくれる炬火で ある」と説き、異邦の権威をもって自身の欠点をかばう。

さらに分派の芽を執拗に摘み取る。「党内の地位を狙う利己心」が分派の源泉のひとつであると説いたり、内実のともなわない「形式主義」的自己批判を戒めたり、「批判の名をかりて、党の決定に対して、自由討議を認めさせようとする、自由主義的傾向」が「党内生活を破壊し、党の統一的高度をみだし、党の解体を導く」として異論を封じたりした。そして「結論として」「党内の階級的基礎の弱さ」と「革命的経験の未熟さ」が問題の根元にあると括る³⁸。

異邦の権威と「新綱領」を頼りにして党内結束をはかるのはよいが、みずからの既定路線を蔑ろにはできず、何とかそれも織り込まねばならなかった。両者のあいだに開く隙間を人知れず埋めた形跡がこの報告にみえる。いわく、「新綱領は、党および国民の正確なコースを決定した。新綱領の具体化と実践のための当面の任務は、ここに提示された」。さらにつづけて、「新綱領と、それにもとく、当面の具体的政策は、マルクス・レーニン・スターリン主義を、今日のわが国の情勢に適用し、結合された、具体的な行動の指針である」39。

「新綱領」をあくまでも原則と位置づけ、(四全協で定めた)個々の戦術をその具体化だとしておけば――時間の推移は前後するが――、従来の路線をどうにかこの報告に持ち込めるというわけである。

その性質上、何としても原案のまま通さねばならないのが「新綱領」であったから、会議終盤に出された別の文書でもこれを正当化する。いわく、新綱領「草案に示されている諸要求」は「基本的一般要求である」から「日常的部分要求または従属的要求のあらゆる項目」を「網羅」することはできない。「あらゆる要求を無際限にかかげて、大衆の諸要求を、その枠にあてはめて闘おうとすることは、大衆の複雑、多岐な諸要求を正しく発展的に捉えるゆえんではない」。それらを「一歩一歩基本的一般要求に統一してゆく闘いのなかに」「正しい大衆路線の実践がある」⁴⁰。

このように強弁すれば、従前の具体的戦術を盛り 込んだところで特段支障は生じない。なかでも非合 法活動の暴走はこの半年ほど臨中が案じる事態で あったから、四全協で示した合法・非合法の結合を あらためて説いている。 いわく、「合法、非合法活動の結合と統一を一層 たかめ、大衆との結合を徹底的に強化することは、ますます重要さを増してきている」。これは「敵の暴圧に耐え、それに反撃を加え、民族解放統一戦線を強化するため」にこそ必要だというのがその主旨だが、ここでは「新綱領」の論調に合わせてひそかに「民族解放」と言い換えている。だが内実はおおむね従前どおりとみえ、「敵は道理にかなってやってくるのではなく、非道にやってくるものであることを、計算から外すわけにはいかない。したがって、どうしても、非合法活動の原則は、厳重に守られねばならぬ」とこれまでどおりの指南を続ける。

また非合法活動に巣くう欠陥を案じることについても四全協におとらず、「非合法主義的傾向は、党をセクトにし、党の大衆との結合を離間するだけでなく、党内の不規律を助長する傾向を生むことも、経験の教えるところである」と従前からの精神を説く。なかでも合法活動を軽視することへの恐れが抜きんでていたのか、「今日、すべての党員が、国民のあらゆる合法的活動の舞台に参加するほど、重要なことはない」、「大衆との結合を深めることは決定的に重要である」と畳みかける⁴1。

内実がこれほどまでに従前の延長線上にあったと すれば、「新綱領」がいよいよ空疎な看板であった という印象はつよくなる。

(4) 第三の隙間 ――単独講和の前後

五全協の決定と「新綱領」とのあいだの隙間、そのさいごのものは講和会議の前後に開いている。少なくとも形式上、講和前夜の闘争を指南したのが「新綱領」であったとすれば、単独講和がすでに成立したあとにこの綱領を通さねばならないというのは当人にとっても期せずしてたどりついためぐり合わせ、本来不本意かつ不名誉な事態に違いない。だが、異邦の領袖から授けられた綱領を途中で勝手に書き換えるわけにもいかないから、臨中はあれこれ理屈をこねながらなんとか取り繕おうとした。その苦労のあとが五全協の決定文書に垣間見える。

そもそも党内抗争を論じる筆致が鋭くも繊細であることに比して、外敵との闘争を描く技法はよくいえば大胆、悪くすれば粗雑である。前者とは違い、後者には端から勝算がなかったから、精確な観察をもって洗練された戦法を練るよりも敵の醜悪さを

際立たせて闘争の精神を鼓舞することが重んじられたともいえる。また単独講和を阻止できなかったことは織り込み済みであったから、従前の方針を継承するには講和前後で敵情が根本的に変容したとするよりも相手がますます増長し、肥大化しているとすることで事足りたろう。一見倒錯しているようだが、粗削りの観察こそ「新綱領」を通すための要諦だったといえる。

いわく、「アメリカの仕組んだサンフランシスコで の単独講和条約によって、わが国の状態はふたた び大きく変化し、ますます反動的になった」。これに よって日本は「むき出しにアメリカに占領されること にな」ると同時に、「日米安全保障条約により、ア メリカ軍隊を無制限、かつ無期限に、日本に駐屯さ せることに」なった。「単独講和条約と、それと不 可分の日米安全保障条約は、アメリカの軍隊によっ て、日本を半永久的に占領し、日本を軍国化し、ソ 同盟[ソ連邦]、中国に敵対し、アジアに戦争をふ きかけるための条約である」。また「単独講和によっ て、吉田政府の、アメリカ占領制度の精神的、政治 的支柱としての存在は、いよいよはっきりしたものに なった」。さらにいえば、「九月四日、わが党に対する、 吉田政府の挑戦は、この現われであり、これからも、 もっと露骨な形で全国民におよぼされてくるであろ う。もちろん、この弾圧は、アメリカ占領当局の指 示と協力の下に行われたものである」 ⁴²。

敵方がますます増長しているというのなら従前の 方針に不足があったとみてそれを再考するのが道理 であろうが、ここでは闘争相手そのものが変わらな いことを確認するばかりで四全協の方針と「新綱領」 については前述のとおり、根本的に見直す余地を残 していない。これでは五全協をわざわざ挙行する意 義そのものが薄れてしまうが、そのこと自体は不問 に付し、やや不自然ながらも「新綱領」を通すこと に注力している。

(5) 中枢と辺境の空隙

原案をむやみに改稿できないとしても、党員が「新綱領」草案に疑念を呈す場合には何とかこれに答え ねばならない。当然、みずからの都合に合わせて 質疑を厳選し、応答することはできたであろうから、 自作自演の茶番とも見まがう。ただ、党内各所で頻 繁に出される疑点を黙殺することも難しかったであ ろう。だから「新綱領」そのものは自作でないにも 拘わらず、みずからの作品としてそれをうまく擁護せ ねばならなかったことは事実であろうし、ここに臨 中の苦心があったと思しい。

たとえば、草案の「文章全体が、翻訳臭いという意見」が出されるなどはその好例であろう。これについては「ごく一部」の声に過ぎず、「圧倒的な意見は、平明で分りやすく、従来の党の文章の型を破ったものであり、言葉の大衆路線として、画期的なものであると、歓迎されている」として、「文章全体のスタイルは、改める必要はない」と言い逃れている⁴³。だが、クレムリン仕込みの原案である以上、その出自に疑念がつきまとうことは避けがたい。

それでも中核となる概念や分析については粗雑にあつかうこともできず、会議終盤で一通りの説明を加えている。「新綱領草案の討議のなかで」出された「主な疑点」にはつぎのようなものがある。

まずは「国民と人民の相違」である。従来、「人民」としてきた表現を今般「国民」に改めたのには「修辞上の問題以上のもの」がある。「社会主義革命」に向かう「過渡的段階」では一連の要求――「金融機関、重要産業の国営人民管理、土地の国有等」――をかかげることになるが、「人民」という言葉ではそれを「欲しない国民の層」を排除することになる。これは現状にそぐわない。「わが国の情勢」ばアメリカ占領者の占領制度から、わが民族が解放されなければ、どのような社会主義的改革へ向っても、一歩も前進することが出来ない状態にある」。その民族解放にあたっては、米占領制度に従属するような「一部の非国民的反動勢力を除く、すべての人人を包含」しなくてはならない44。

まさにスターリンが印共幹部に説いた中国の道 — 社会主義に向かう過渡期においては国内のより 広い勢力を結集して隊列を組めという訓示(第5稿) — を臨中はここで反復しているともいえる 45。

それでも残る疑問があるとすれば、「国民」の結 集を呼びかけながらも解放すべき対象を「民族」と 定める点であろう。人民と国民の相違にあえて注意 をうながすことで、臨中はここでもやはり「民族解放」 の説明を逃れたように映じる。

臨中の弱さをつく、いまひとつの疑点は国際情勢 の分析が乏しいのではないかという指摘である。党 員からは「国際情勢と新綱領草案の関係が不明確 である」という「疑問」が出されたというが、これこそまさに臨中が苦慮した点をついている。まさか「新綱領」に講和後の世界情勢を加筆するわけにもいかないから、「情勢の分析は、他の適当な機会においてのべられるであろう」として間接的に批判の主旨は認めた。だが、スターリンの手になる作を何としても通さねばならないから、「新綱領の中に、その情勢分析を形式的に入れることは、不必要であると考えるし、しかも、新綱領のなかには、その必要の限度において、国際情勢の分析は、正確に記述されている」と最小限の断りを入れた46。

共産世界の中枢から辺境の日共幹部に文書が届けられ、それを通過させるまでに実に厚みのある時間と空間を経ねばならなかった。個人の意思如何では容易に切り崩すことのできない、この何人も乗りこえがたい時空の障壁こそ異邦の同志がもつ権力のありようを物語っている。辺境におかれた同志はあたえられた綱領に形式上抵抗できないとしても、その内実は思いのほか空疎であって、開いた隙間を埋めるのに現地の利害と戦術を盛り込む余地は十分に残されていたと思しい。

(6) 硬軟両様の正当化

さて、形ばかりの協議を急いでも党内の議論は尽くせない。こう詰るのはたやすいが、外敵との闘争はすでに周回遅れに失し、当局からの圧力も日ごとつよまる時局、悠長な構えをとるのもまた難しい。

なかば強引に新綱領を通過させねばならなかった 臨中は大会の末尾で議論を尽くし、全党の賛意を得 たと強弁した。いわく、「中央委員会の決定」以降、 「わずか一ヵ月有余」だが「ほとんどの党組織および党員」が新綱領草案の「討議に参加し、今日では、 全党の九十パーセントが、その討議を終了したこと が明らかになった。おそらく、この報告がおこなわれるまでに、またはこの報告がおこなわれているあいだに、完全に近い百パーセントの討議が終了していると判断しても、大した誤りはないであろう」。「いま、党中央によせられた討議報告の内容をみれば、この新綱領草案が、基本的には全党の賛成を得ていることも明らかである」。

内外の状況に照らせば、臨中がこのように誇示するのは党内の不満に鈍感だったからではなく、むしるそれに敏感だったためであろう。党内結束を急ぐ

ためにも大会にて批判の種を摘んでおくに如くはない。そのための手法は硬軟両様におよんだ。一方では強硬な姿勢で党内合意がほぼ成立していると断言するが、他方みずからの不足――ある種の自己批判――を先回りして認めることで批判の気勢を削ぐ。しかも、その不足たるや一見遜っているように演出しながらも、その実、時間の制約という何人にも乗りこえがたい与件に主たる原因を求めて責任を極力回避しようとする。

いわく、「いうまでもなく、この討議は、きわめて 短時日のうちにおこなわれなければばらなかった、 という時間的制約からくる、不便や不十分さを、若 干残していることは否まれない」。「結語」にもいわく、 「討議の過程においては、理論的、政治的未熟さの ために、その理解に不十分さが多く残されているこ とは否定できない」が「討議時間の短さという制約」 が「一つの条件になっていることは争えない」。

ただ、「これらの制約」が「新綱領草案の、基本を理解する妨げとはならなかった」から「この全党の討議の成果の上に立って」同案を「最後的に決定するに足る条件は熟していると信ずる」⁴⁷。

まさに硬軟両様で新綱領を通過させることになったわけだが、四全協以来の戦術についてはどのように継承したのだろうか。当時の文書をあらためて紐解いてみなければならない。 (続)

[付記] 資料名、引用文はともに旧字体を新字体、 片仮名を平仮名、旧仮名遣いを現代仮名遣いに適 宜改めた。また本稿は「第四期国際関係史工作坊」 (中華人民共和国吉林省長春市、2018年9月8日) に提出した中国語論文(松村史紀「強制与自主之間:囲繞日共武闘方針的東方陣営内部関係(1949-55年)」) を大幅に加筆修正したうえで邦訳したものである。なお、本稿は科学研究費補助金(研究課題番号16K03508) の研究成果の一部である。

¹ 日本共産党中央委員会 (2003: 112)。 引用文中の()内は原文。以下も断りがない限り同様。

² 日刊労働通信社編 (1952: 390)。その他、思想運動研究 所編 (1978) では、簡略年表の箇所 51 年 8 月 19 日条に 「二十中総」という文言とともに、新綱領草案が提出され たという記載がある (思想運動研究所編 1978: 232)。

³ 日刊労働通信社編(1952: 390)。

⁴ 同上: 390-391. なお、伊藤律の戦後年譜をまとめた渡部

は「51年8月21日条」に「第二十回中央委員会、新綱領 と軍事方針を採択」と記す(伊藤書簡集:395)。引用文 中の[] 内は引用者。以下も断りがない限り同様。

- 5 「日本共産党の当面の要求――新しい綱領(草案)」[以下、新綱領草案] 1951年8月23日「健康法」第26号(内外評論第2巻第17号、通巻第26号[日刊労働通信社編1952: 393-395])。引用箇所は一部、原文とは順不同であることを断っておく。
- 6 同上:397.
- 7 同上: 398-399.
- ⁸ 同上:399-405.なお、進歩的勢力としてここで挙げられているのは「占領制度および、吉田政府の反動的な政策によって苦しめられている手工業者と小商人」、「中小の実業家と、また多くの企業家や大商人」などである(同上:404)。
- 9 数ヶ月前に発表された印共「新綱領」は、形式上、祖国が独立していたこともあって「民族解放」という概念は出てこない。あくまでも「現在の反民主的な反人民的政府を倒し、新しい人民民主主義政府にかえる任務」を急務とし、その政府が「国内のすべての民主的、反封建的、反帝国主義的勢力の連合を基礎として樹立されるもの」だと明示する。無論、「インドがほんとうの独立国になるためには、英帝国と手を切り、英国資本のインド経済支配にとどめをさし、英人顧問から解放されねばならない」という点については忘れず言及している。したがって「インドの英連邦および英帝国主義からの離脱」は「必要」とする(「三四、インド共産党綱領草案」1951年5月11日付コミンフォルム機関紙より訳載[日刊労働通信社編1953: 351, 355])。
- 10 新綱領草案 (日刊労働通信社編 1952: 403-404)。
- "農民、労働者に与えるべき権利などは個別具体的に列挙されているものの、闘争のための戦術については詳細にわたる指南があるわけではない(同上:400-403)。
- 12 同上: 395-398.
- 13 日本共産党第二〇回中央委員会「民族解放・民主統一戦線と党の統一の発展のために――『新綱領』を提示するに当って――」[以下、「新綱領提示」と略] 1951 年 8 月 (50 年資料集 -3: 176)。
- 14 同上: 176, 178.
- 15 同上: 178-179.
- 16 日本共産党臨時中央指導部「党の統一にかんする決議」 1951 年 8 月 21 日 (『前衛』62 号 1951 年 9 月 [50 年資料 集 -3: 192])。
- 17 袴田の自己批判については第6稿で詳述した。
- 18「新綱領提示」(50 年資料集 -3: 176-177)。
- ¹⁹「日本共産党第四回全国協議会決定」(50年資料集 -3: 5)。
- 20「新綱領提示」(50 年資料集 -3: 176)。
- ²¹ 同上:177.引用箇所は一部、順不同。引用文中の「人民 民主主義諸国」がどの諸国を指すのか必ずしも明確では ないが、東欧諸国に加えて中華人民共和国なども視野に 入っているものと思われる。
- 22 同上: 176-177, 180.
- 23 同上: 180-185.
- ²⁴ 同上:185.上記のとおり、第20回中央委員会にて当該 文書「新綱領提示」と同時にサンフランシスコ会議の問 題に特化した文書も採択されたと思しい。それにいわく、 「歴史上かつてない屈辱をわが民族におしつける陰謀が、 サンフランシスコでおこなわれようとしている」。さらば「こ

こでは、米国自身の参加したポツダム宣言その他の、世界平和を保障する国際協定をやぶり、ソ同盟、中国はじめ、日本の侵略にもっとも苦しめられたアジア諸国をのけものにして、はじめから一方的につくった条約草案に、文句なく調印することが、世界各国に強制されている」(「あくまで桑港会議に反対し全面講和のために闘おう」1951年9月6日「健康法」第27号、内外評論第2巻第18号・通巻27号[日刊労働通信社編1952:307]。以下、「桑港会議文書」と略)。

この一連の件もまた「屈辱」的な単独講和がほぼ不可 避であることを含む表現である。

25 「新綱領提示」(50 年資料集-3: 184-185)。このような全国的な運動にかなりの時間を要するということは臨中自身認めるところである。いわく、「ただ、われわれにまだ多くの不充分さがある。その中でもとくに立ちおくれているのは、占領制度撤廃の闘争の集中点として、吉田反動政府を打倒し、新しい民族解放民主政府を樹立するための闘争が、全国民の間に、まだ充分組織されていないことである」。「さらにわれわれの立ちおくれは、平和のための国際的連帯の国民運動が、強い意識によって統一されていないことである」。「他の重要な立ちおくれは、統一戦線運動の全国的な展開に対する積極的な努力の不充分さである」。その「主要な原因」は労農同盟が強固でないところにある。

これに加えて、党が「労働組合」をうまく束ねられない現状にも難点があった。「全面講和は、殆んどの労働組合の決議になっている」が、そこには「なお重大な弱さが潜んでいることを認めない訳にはいかない」。それば多くの労働組合」が「依然として社会民主主義者の思想的、組織的影響下にあることである」。これに対処するためには「労働組合に対する、党の政治的、組織的指導力を、徹底的に、かつ系統的に強化しなければならぬ」ことを痛感していた(同上:179,188-189)。

26 同上:184-185.「桑港会議文書」ではこの件もうすこし踏みこんでいる。「わが党は、ポツダム宣言にもとずく全面講和を全国民とともに要求し、その実現のためにたたかいぬくであろう。そのためには、ソ同盟[ソ連邦]が提案したごとく、対日戦に参加したすべての国の意見と草案を検討し、ことを平和的に解決する全関係諸国の対日講和会議を要求する」。さらに「ソ同盟を先頭とする世界の平和勢力のがわにたち、これとかたくむすびついた闘いによってこそ、全面講和は実現できる」(日刊労働通信社編1952:310-311)。

だがここでも結局、国内の地道な大衆工作を除けば、ソ連を首班とする陣営の抵抗運動に多くをゆだねているし、それが空しい結果に終わることは臨中自身よく心得ていたであろう。講和会議の顛末については松村(2018)参照。なお、ルビは引用者。以下も断りがない限り同様。

- 27「新綱領提示」(50年資料集 -3: 180)。
- ²⁸ 「桑港会議文書」(日刊労働通信社編 1952: 308-309)。
- ²⁹ 増山 (1980: 184)。臨中議長椎名などに逮捕状が出された のが 9月 3日であり 6日にも1名その処置が追加された(同 上: 184)。
- 30 現在日共の公式見解は 10月 16,17日に「徳田・野坂分派が規約違反の『第五回全国協議会』を招集」したというものである(日本共産党中央委員会 1994:138)。その後、五全協の挙行時期については「五一年十月」と表記するにとどめている(日本共産党中央委員会 2003:112)。
- 31 吉田回想:83.吉田については第7稿参照。

- 32 日刊労働通信社編 (1952: 447-448)。
- 33 事実、協議会の一般報告で「第五回全国協議会の主な 任務は、もちろん、この新綱領の最後的討議を完了して、 これを正式に党の決定とすることにある」ことを明示して いる(「一般報告」〔「日本共産党第五回全国協議会決定」 の一部、以下「一般報告」〕、50年資料集-3:204)。
- 34 これは中央委員会における議論をおおむね反復することに終始している。いわく、「吉田政府に対する闘争と、占領制度に対する闘争とを、形式的に、二つの段階にわけて論ずる見解」は「誤っている」。「アメリカ占領軍と吉田政府は、一つの固いブロックをなしている権力である」。「吉田政府と闘うには、必然、占領制度と闘わざるを得ず、反対に占領制度と闘うには、吉田政府と闘わざるを得ない」。だから「吉田政府と闘うには、必然、占領制度と闘わざるを得ず、反対に占領制度と闘うには、必然、占領制度と闘わざるを得ず、反対に占領制度と闘うには、吉田政府と闘わざるを得ない」(同上:202)。
- 35 同上: 202.
- 36 同上: 204-205.
- 37 同上: 205, 212-213.
- 38 同上: 208-209.
- 39 同上: 207.
- ⁴⁰「新綱領草案の討議を終結するに当って」〔「日本共産党 第五回全国協議会決定」の一部分、以下「討議終結」〕(50 年資料集 -3: 201)。
- 41「一般報告」(50 年資料集 -3: 209-210)。
- 42 同上: 206.
- 43「討議終結」(50 年資料集 -3: 203)。
- 44 同上: 195-196.
- 45 北京の流儀にならい、臨中もまた社会主義に移行するまでには事実上、二段階を経るという論理を説いていた。いわく、「当面の革命の段階は、決して社会主義革命の段階ではない。今日の革命の段階で成しとげなければならないのは、民族解放の民主主義の確立である。そこでは、労働者の要求は、その生活の改善の要求にとどまる。それ以上の要求をかかげることは、労働者階級は、社会情勢の発展の段階を無視して、利己的な要求を主張することになるであろう。そして、それを強行しようとするならば、労働者階級は、農民と同盟し、広汎な国民を団結して、革命の事業を推しすすめることが不可能となり、したがって、自己の要求を貫徹し、かつ、それを高めることをも不可能にする」(同上:200)。
- 46 同上:197.
- 47 同上: 195, 203. 引用箇所は一部順不同。

<参考文献(一次史料・資料の文献名は略記し、 各文献の冒頭に【】で示した)>

- 【伊藤書簡集】渡部富哉監修伊藤律書簡集刊行委 員会編 (1999) 『生還者の証言:伊藤律書簡集』 五月書房。
- 【50年資料集】日本共産党中央委員会五〇年問題 文献資料編集委員会編([1957] 1981)『日本共 産党五〇年問題資料集』各巻、新日本出版社。 思想運動研究所編(1978)『日本共産党事典(資料

編)』全貌社。

- 日刊労働通信社編(1952)『日本共産党の文献集(第 三編)』日刊労働通信社。
- ---(1953) 『コミンフォルム重要文献集』 日刊労働 通信社。
- 日本共産党中央委員会 (1994) 『日本共産党の七十 年 党史年表』新日本出版社。
- (2003)『日本共産党の八十年 1922~2002』日本共産党中央委員会出版局。
- 増山太助(1980)「『五〇年問題』覚書(下の一):『四 全協』前後から『五全協』まで」運動史研究 会編『運動史研究』第6号、162-184頁。
- 松村史紀 (2018)「サンフランシスコ講和会議と中ソ 同盟 (1949-52) (3)」『宇都宮大学国際学部研 究論集』第 46 号、107-126 頁。
- 【吉田回想】丸山茂樹、原全五、小森春雄、勝部元、 伊藤晃[きき手](1981)「五〇年分裂から六全 協まで 吉田四郎氏に聞く」『運動史研究』第 8号、74-99頁。

104 松 村 史 紀

A "Military Policy" of the Japanese Communist Party and the Sino-Soviet Alliance, 1949-1955:

Dependence and Independence in the Eastern Bloc (8)

MATSUMURA Fuminori

Abstract

From August to October 1951, Japanese communists convened the 20th meeting of the central committee and the "Fifth National Convention" to pass a "new platform" crafted by the Kremlin. Previous studies take it for granted that foreign comrades forced the Japanese Communist Party [JCP] to adopt the platform and push ahead with radical moves such as armed struggle.

This paper, however, aims to identify the JCP's relatively independent roles in formulating its radical revolutionary formula by downplaying foreign pressure. Besides the foreign-born platform, the party then passed a series of resolutions, vividly reflecting its original strategies and interests. A subtle but vital gap between the new platform and other documents can explain Japanese comrades' independence in at least three fields.

First, Moscow's platform referred to general rules without detailed directives like armed struggle strategies and consequently left Japanese communists to marshal local moves. A variety of radical tactics adopted in the resolutions came not from abroad but from the JCP's original formula.

Second, the Kremlin gave greater weight to fighting against external enemies (i.e., the Yoshida administration and its local adherents under the rule of US) than to JCP's interparty politics in its platform. In stark contrast, Japanese communists focused more sharply on the latter (i.e., struggle against factional activities) than on the former in their resolutions. In the case of external enemies, Moscow's platform was targeted directly at the Japanese government and indirectly at the US occupational authority while the JCP's previous formula was directed at the US-Japan allied power. Japanese comrades, however, grudgingly accepted and justified Moscow's position.

Third, Joseph V. Stalin crafted the platform as part of rallying local masses behind Japanese communists to confront the Anglo-American efforts to incorporate Japan into the Western bloc by arranging the "separate" peaceful settlement with Tokyo. Facing hardship such as the purge from public service, however, the JCP leaders failed to pass the platform by the San-Francisco peace conference. Hence Stalin's formula largely lost its raison d'etre and substantially allowed local comrades to conduct their own struggle after the US-Japan allied relationship emerged.

(2022年5月31日受理)